

政令第 号

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（海上運送法施行令の一部改正）

第一条 海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「のとおり」を「に掲げる職権」に改め、同項第三号中「第三十九条の五第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第二項中「第三十九条の四第一項」を「第三十七条の六第一項」に、
「第三十九条の九第一項」を「第三十八条の五第一項」に改める。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第二条 船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「とおりの」を「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、本則第九号二中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

附 則

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

理由

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。